

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律の施行に伴う取引参加者規程施行規則等の一部改正について

2015年4月10日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、取引参加者規程施行規則等の一部改正を行い、2015年5月1日から施行します（詳細につきましては、別紙の規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第91号）」の施行に伴い、別紙のとおり、所要の改正を行うものです。

II. 改正概要

監査等委員会設置会社制度の創設に伴う対応

第一種金融商品取引業者及び登録金融機関の置くべき機関として、監査等委員会が加わること及び委員会が指名委員会等に呼称変更されることに伴い、所要の改正を行います。

(備考)

- 取引参加者規程施行規則第4条の3第2項第2号等
- 取引資格取得の審査に関する規則第2条第1号a (a)

III. 施行日

2015年5月1日から施行します。

以上